

いつもお世話になっております。

社会保険労務士法人アルファ・コンサルティングの小島史明です。

本号の人事労務ニュースでもとり上げていますが、来月は労働基準監督署の重点監督を含む過重労働解消キャンペーンが実施される予定です。企業に対して、どのような労務管理が求められているのか、ぜひ、内容をチェックしてみてください。



| 1. ☞ お仕事カレンダー：2017年10月のお仕事カレンダー



10月のお仕事カレンダーを公開しました。先月末から地域別最低賃金の改定が行われています。昨年に続き、今年も大幅な引上げとなっていますので、最低賃金を下回っている従業員がいないか、チェックしておきましょう。

毎月更新しているお仕事カレンダーはこちらから

http://www.alphaco.jp/monthly_work_4331.html



| 2. ☞ 11月に実施される過重労働解消キャンペーン



働き方改革は具体的な法改正に向けて動き出しており、先日、厚生労働省は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」の答申を公表しました。衆議院解散により、予定されていた臨時国会への法案提出が延期されるという話もあり、施行時期の見直しなどもあるかも知れないという状況ではありますが、今後、働き方改革の実行・実現のために長時間労働の是正に向けた取組みが強化されていくことは確実です。そうした取組みの一つとして、今年も11月に労働基準監督署の重点監督を含む過重労働解消キャンペーンが実施されることとなりました。↓このニュースの続きはこちらから！

http://www.alphaco.jp/news_contents_4334.html



| 3. ☞ 今年度も大幅な引上げとなった地域別最低賃金



最低賃金制度は、最低賃金法に基づいて国が賃金の最低限度を定め、企業はその額以上の賃金を従業員へ支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、都道府県ごとに定められる「地域別最低賃金」と特定の産業を対象に定められる「特定（産業別）最低賃金」があります。この地域別最低賃金は、毎年10月頃より改定されますが、今年も9月から順次、その金額と発効日が発表されています。東京都の最低賃金時間額は、958円となりました。今年の最低賃金の俳優の遠藤憲一さんの顔写真入りポスターで告知されています。

↓このニュースの続きはこちらから！

http://www.alphaco.jp/news_contents_4318.html



| 4. ↳ 旬の特集：厚生労働省が実施する



労働基準関係法令違反の企業名公表



2ヶ月に1回更新している「旬の特集」を更新しました。今回は、今年5月よりスタートした厚生労働省の労働基準関係法令違反の企業名公表についてとり上げています。実際、どのような事案が企業名公表となっているのか、労務管理においてどのような点に注意が必要なのか確認しておきましょう。

↓旬の特集はこちらから！

http://www.alphaco.jp/season_contents_4336.html



| 5. ↳ おすすめリーフ：平成30年4月まであとわずか！



はじまります、「無期転換ルール」



今回のおすすめリーフレットは、「平成30年4月まであとわずか！はじまります、「無期転換ルール」」です。無期転換の対応にあたっての手順が分かりやすく解説されています。ぜひご確認ください。

「平成30年4月まであとわずか！はじまります、「無期転換ルール」」を含む人事労務管理リーフレット集はこちらから！ ↓

<http://www.alphaco.jp/leaflet.html>

編 | 集 | 後 | 記 |



今日は10月1日ということで、内定式を行った会社、その準備・運営に携わった方もいらっしゃるのではないのでしょうか。入社までの残り6ヶ月間、こまめにコミュニケーションをとり、安心して入社してもらえるように内定者をフォローしていきましょう。

発行元：社会保険労務士法人アルファ・コンサルティング

〒102-0082 東京都千代田区一番町 6-4-405

発行人：小島史明 kojima@alphabenefit.com ホームページ：<http://www.alphaco.jp/>

※リンク先は、すべて当事務所のホームページとなっております。

※アルファ・ニュースのメール配信も致します。